

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第七条）</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第一節 通則（第八条）</p> <p>第二節 職業紹介等（第九条・第十八条）</p> <p>第三節 障害者職業センター（第十九条・第二十六条）</p> <p>第四節 障害者雇用支援センター（第二十七条・第三十二条）</p> <p>第五節 障害者就業・生活支援センター（第三十三条・第三十六条）</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等（第三十七条・</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条の六）</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第一節 通則（第三条）</p> <p>第二節 職業紹介等（第三条の二・第八条の三）</p> <p>第三節 障害者職業センター</p> <p>第一款 障害者職業センターの設置等（第九条・第九条の九）</p> <p>第二款 日本障害者雇用促進協会による障害者職業センターの設置及び運営の業務の実施（第九条の十・第九条の十一）</p> <p>第四節 障害者雇用支援センター（第九条の十二・第九条の十七）</p> <p>第五節 障害者就業・生活支援センター（第九条の十八・第九条の二十一）</p> <p>第六節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の二十二・第九条の二十三）</p> <p>第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等（第十条・第十</p>

第四十八条)

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収
第一款 障害者雇用調整金の支給等（第四十九条・第五十二条）

第二款 障害者雇用納付金の徴収（第五十三条・第六十八条）

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第六十九条・第七十二条）

第四節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特例（第七十三条・第七十四条）

第四章 雑則（第七十五条・第八十五条）

第五章 罰則（第八十六条・第九十条）

附則

第三条（略）

第四条（略）

第五条（略）

七条)

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収
第一款 障害者雇用調整金の支給等（第十八条・第二十五条）

第二款 障害者雇用納付金の徴収（第二十六条・第三十九条）

第三款 日本障害者雇用促進協会による障害者雇用納付金関係業務の実施（第三十九条の二・第三十九条の八）

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第三十九条の九・第三十九条の十二）

第四節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特例（第三十九条の十三・第三十九条の十四）

第四章 日本障害者雇用促進協会（第四十条・第七十一条）

第五章 削除

第六章 雑則（第七十八条・第八十四条）

第七章 罰則（第八十五条・第八十八条）

附則

第二条の二（略）

第二条の三（略）

第二条の四（略）

第六条 (略)

(障害者雇用対策基本方針)

第七条 (第一項 略)

2 障害者雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

(第一号及び第二号 略)

三 第五条の事業主が行うべき雇用管理に関して、障害者である労働者の障害の種類及び程度に応じ、その適正な実施を図るために必要な指針となるべき事項

(第四号 略)

(第三項から第五項まで 略)

第二章 職業リハビリテーションの推進

第一節 通則

第八条 (略)

第二節 職業紹介等

第九条 (略)

第二条の五 (略)

(障害者雇用対策基本方針)

第二条の六 (第一項 略)

2 障害者雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

(第一号及び第二号 略)

三 第二条の四の事業主が行うべき雇用管理に関して、障害者である労働者の障害の種類及び程度に応じ、その適正な実施を図るために必要な指針となるべき事項

(第四号 略)

(第三項から第五項まで 略)

第二章 職業リハビリテーションの推進

第一節 通則

第三条 (略)

第二節 職業紹介等

第三条の二 (略)

第十条 (略)

第十一条 (略)

(障害者職業センターとの連携)

第十二条 公共職業安定所は、前条の適性検査、職業指導等を特に専門的な知識及び技術に基づいて行う必要があると認める障害者については、第十九条第一項に規定する障害者職業センターとの密接な連携の下に当該適性検査、職業指導等を行い、又は当該障害者職業センターにおいて当該適性検査、職業指導等を受けることについてあつせんを行うものとする。

(適応訓練)

第十三条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者に限る。次条及び第十五条第二項において同じ。)について、その能力に適合する作業の環境に適應することを容易にすることを目的として、適應訓練を行うものとする。

2 適應訓練は、前項に規定する作業でその環境が標準的なものであると認められるものを行つ事業主に委託して実施するものとする。

第十四条 (略)

第三条の三 (略)

第三条の四 (略)

(障害者職業センターとの連携)

第四条 公共職業安定所は、前条の適性検査、職業指導等を特に専門的な知識及び技術に基づいて行う必要があると認める障害者については、第九条に規定する障害者職業センターとの密接な連携の下に当該適性検査、職業指導等を行い、又は当該障害者職業センターにおいて当該適性検査、職業指導等を受けることについてあつせんを行うものとする。

(適応訓練)

第五条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者に限る。次条及び第七条第二項において同じ。)について、その能力に適合する作業の環境に適應することを容易にすることを目的として、適應訓練を行うものとする。

2 適應訓練は、前項に規定する作業でその環境が標準的なものであると認められるものを行なつ事業主に委託して実施するものとする。

第六条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

(事業主に対する助言及び指導)

第十八条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節及び第二十八条第三号)において「障害者の雇用管理に関する事項」という。) についての助言又は指導を行うことができる。

第三節 障害者職業センター

(障害者職業センターの設置等の業務)

第十九条 厚生労働大臣は、障害者の職業生活における自立を促進するため、次に掲げる施設(以下「障害者職業センター」という。)

第七条 (略)

第八条 (略)

第八条の二 (略)

(事業主に対する助言及び指導)

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款及び第九条の十三第三号)において「障害者の雇用管理に関する事項」という。) についての助言又は指導を行うことができる。

第三節 障害者職業センター

第一款 障害者職業センターの設置等

(障害者職業センターの設置等の業務)

第九条 政府は、障害者の職業生活における自立を促進するため、次に掲げる施設(以下「障害者職業センター」という。) の設置及び

の設置及び運営の業務を行う。

(第一号から第三号まで 略)

2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

(障害者職業総合センター)

第二十条 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。

一 職業リハビリテーション(職業訓練を除く。第五号イ及び第二十五条第二項を除き、以下この節において同じ。)に関する調査及び研究を行うこと。

(第二号 略)

三 第二十四条の障害者職業カウンセラー及び知的障害者、精神障害者その他厚生労働省令で定める障害者(以下「知的障害者等」という。)が職場に適応することを容易にするための援助を行う者(第二十一条第四号において「職場適応援助者」という。)の養成及び研修を行うこと。

四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十七条第二項の障害者雇用支援センター、第三十四条の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。

運営の業務を行う。

(第一号から第三号まで 略)

(障害者職業総合センター)

第九条の二 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。

一 職業リハビリテーション(職業訓練を除く。第五号イ及び第九条の八第二項を除き、以下この款において同じ。)に関する調査及び研究を行うこと。

(第二号 略)

三 第九条の七の障害者職業カウンセラー及び知的障害者、精神障害者その他厚生労働省令で定める障害者(以下「知的障害者等」という。)が職場に適応することを容易にするための援助を行う者(第九条の四第四号において「職場適応援助者」という。)の養成及び研修を行うこと。

四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第九条の十二第二項の障害者雇用支援センター、第九条の十九の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。

<p>イ 障害者に対する職業評価（障害者の職業能力、適性等を評価し、及び必要な職業リハビリテーションの措置を判定することをいう。以下同じ。）<u>（職業指導、基本的な労働の習慣を体得させるための訓練（第二十二条第一号及び第二十八条において「職業準備訓練」という。）並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習（以下「職業講習」という。）を行うこと。</u></p> <p>（口及びハ 略）</p> <p>（第六号 略）</p>	<p>イ 障害者に対する職業評価（障害者の職業能力、適性等を評価し、及び必要な職業リハビリテーションの措置を判定することをいう。以下同じ。）<u>（職業指導、基本的な労働の習慣を体得させるための訓練（第九条の四第一号及び第九条の十三において「職業準備訓練」という。）並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習（以下「職業講習」という。）を行うこと。</u></p> <p>（口及びハ 略）</p> <p>（第六号 略）</p>
<p>第二十一条（略）</p> <p>第二十二条（略）</p>	<p>第九条の三（略）</p> <p>第九条の四（略）</p> <p>（障害者職業センターの位置等）</p> <p>第九条の五 障害者職業センターの位置、名称その他その運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
<p>第二十三条（略）</p> <p>（障害者職業力カウンセラー）</p> <p>第二十四条 機構は、障害者職業センターに、障害者職業力カウンセラーを置かなければならない。</p>	<p>第九条の六（略）</p> <p>（障害者職業力カウンセラー）</p> <p>第九条の七 厚生労働大臣は、障害者職業センターに、障害者職業力カウンセラーを置かなければならない。</p>

(第二項 略)

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第二十五条 (第一項 略)

2 障害者職業センターは、公共職業安定所が行う職業紹介等の措置、第二十七条第二項の障害者雇用支援センターの行う業務、第三十条の障害者就業・生活支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七条の職業能力開発総合大学校(第八十三条において「公共職業能力開発施設等」という。)の行う職業訓練と相まつて、効果的に職業リハビリテーションが推進されるように努めるものとする。

第二十六条 (略)

(第二項 略)

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第九条の八 (第一項 略)

2 障害者職業センターは、公共職業安定所が行う職業紹介等の措置、第九条の十二第二項の障害者雇用支援センターの行う業務、第九条の十九の障害者就業・生活支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七条の職業能力開発総合大学校(第八十二条において「公共職業能力開発施設等」という。)の行う職業訓練と相まつて、効果的に職業リハビリテーションが推進されるように努めるものとする。

第九条の九 (略)

第二款 日本障害者雇用促進協会による障害者職業センターの設置及び運営の業務の実施

第九条の十 厚生労働大臣は、第四章の規定により日本障害者雇用促進協会が設立されたときは、日本障害者雇用促進協会に第九条に規定する業務(以下「職業センターの設置運営業務」という。)を行わせるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により日本障害者雇用促進協会に職業センターの設置運営業務を行わせるときは、日本障害者雇用促進協会が職業センターの設置運営業務を開始する日並びに日本障害者雇用促進協会が設置及び運営を行う障害者職業センターの名称及び位置を官報で公示しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第六十五条第二項の認可をしようとするとき、第七十条の規定による設立の認可の取消しをしようとするとき、又は日本障害者雇用促進協会が職業センターの設置運営業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、職業センターの設置運営業務を自ら行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により職業センターの設置運営業務を行うものとし、又は同項の規定により行つている職業センターの設置運営業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5 厚生労働大臣が第三項の規定により職業センターの設置運営業務を行うものとし、又は同項の規定により行つている職業センターの設置運営業務を行わないものとする場合における職業センターの設置運営業務の引継ぎその他の必要な事項は、別に法律で定める。

第九条の十一 日本障害者雇用促進協会が行う職業センターの設置運営業務に関して前款の規定を適用する場合には、第九条中「政府」とあり、及び第九条の七第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「日本障害者雇用促進協会」とする。

<p>第四節 障害者雇用支援センター</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>(監督命令)</p> <p>第三十一条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者雇用支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第三十二条 都道府県知事は、障害者雇用支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。</p>	<p>2 第九条の五の規定は、日本障害者雇用促進協会が行う職業センターの設置運營業務については、適用しない。</p> <p>第四節 障害者雇用支援センター</p> <p>第九条の十二 (略)</p> <p>第九条の十三 (略)</p> <p>第九条の十四 (略)</p> <p>第九条の十五 (略)</p> <p>(監督命令)</p> <p>第九条の十六 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者雇用支援センターに対し、第九条の十三に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第九条の十七 都道府県知事は、障害者雇用支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の十二第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。</p>
---	---

一 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができる
きないと認められるとき。

(第二号及び第三号 略)

(第二項 略)

第五節 障害者就業・生活支援センター

第三十三条 (略)

第三十四条 (略)

(準用)

第三十五条 第二十七条第二項から第四項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、障害者就業・生活支援センターについて準用する。この場合において、第二十七条第二項中「前項」とあるのは「第三十二条」と、「同項」とあるのは「同条」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地」と、「第二十九条中「前条第一号から第三号まで」とあるのは「第三十四条第二号」と、「第三十一条中「第二十八条」とあるのは「第三十四条」と、「第三十二条第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条」と、「同項第一号中「第二十八条」とあるのは「第三十四条」と、「同項第二号中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

一 第九条の十三に規定する業務を適正かつ確実に実施することが
できないと認められるとき。

(第二号及び第三号 略)

(第二項 略)

第五節 障害者就業・生活支援センター

第九条の十八 (略)

第九条の十九 (略)

(準用)

第九条の二十 第九条の十二第二項から第四項まで及び第九条の十四から第九条の十七までの規定は、障害者就業・生活支援センターについて準用する。この場合において、第九条の十二第二項中「前項」とあるのは「第九条の十八」と、「同項」とあるのは「同条」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地」と、「第九条の十四中「前条第一号から第三号まで」とあるのは「第九条の十九第二号」と、「第九条の十六中「第九条の十三」とあるのは「第九条の十九」と、「第九条の十七第一項中「第九条の十二第一項」とあるのは「第九条の十八」と、「同項第一号中「第九条の十三」とあるのは「第九条の十九」と、「同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

(秘密保持義務)

第三十六条 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十四条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(秘密保持義務)

第九条の二十一 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第九条の十九第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施

第九条の二十二 厚生労働大臣は、第四章の規定により日本障害者雇用促進協会が設立されたときは、日本障害者雇用促進協会に職業能力開発促進法第十六条第四項の厚生労働省令で定める障害者職業能力開発校の運営の業務（以下「職業能力開発校の運営業務」という。）を行わせるものとする。

2 第九条の十第二項から第五項までの規定は、前項の規定により日本障害者雇用促進協会に職業能力開発校の運営業務を行わせる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「開始する日」並びに日本障害者雇用促進協会が設置及び運営を行う障害者職業センターの名称及び位置」とあるのは「開始する日」と、同条第五項中「別に法律で」とあるのは「厚生労働省令で」と読み替えるものとする。

第九条の二十三 日本障害者雇用促進協会が行う職業能力開発校の運

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等

第三十七条 (略)

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。)は、職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。)に常時勤務する職員(一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)であつて、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。)の採用について、当該機関に勤務

營業務に関して職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二第一項、第二項及び第四項、第十八条並びに第八十八条の規定を適用する場合には、日本障害者雇用促進協会は、国とみなす。

第三章 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 身体障害者又は知的障害者の雇用義務等

第十条 (略)

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第十一条 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。)は、職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。)に常時勤務する職員(一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第十四条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)であつて、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。)の採用について、当該機関に勤務する

する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員
の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない
率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の
端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合に
は、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得
た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体
障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない
い。

（第二項 略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

（国に勤務する職員に関する特例）

第四十一条 省庁（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四
十九条第一項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法
律第二百十号）第三条第二項に規定する省若しくは庁をいう。以下
同じ。）で、当該省庁の任命権者及び当該省庁に置かれる外局等（
内閣府設置法第四十九条第二項に規定する機関、国家行政組織法第
三条第二項に規定する委員会若しくは庁又は同法第八条の三に規定
する特別の機関をいう。以下同じ。）の任命権者の申請に基づいて
、一体として身体障害者又は知的障害者である職員の採用の促進を

身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員
の総数に、第十四条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であ
つて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数が
あるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身
体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以
上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者
又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（第二項 略）

第十二条（略）

第十三条（略）

（国に勤務する職員に関する特例）

第十三条の二 省庁（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第
四十九条第一項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年
法律第二百十号）第三条第二項に規定する省若しくは庁をいう。以
下同じ。）で、当該省庁の任命権者及び当該省庁に置かれる外局等
（内閣府設置法第四十九条第二項に規定する機関、国家行政組織法
第三条第二項に規定する委員会若しくは庁又は同法第八条の三に規
定する特別の機関をいう。以下同じ。）の任命権者の申請に基づい
て、一体として身体障害者又は知的障害者である職員の採用の促進

図ることができるものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの（以下「承認省庁」という。）に係る第三十八条第一項及び前条の規定の適用については、当該外局等に勤務する職員は当該承認省庁のみに勤務する職員と、当該外局等は当該承認省庁とみなす。

（第二項 略）

（地方公共団体に勤務する職員に関する特例）

第四十二条 地方公共団体の機関で、当該機関の任命権者及び当該機関以外の地方公共団体の機関（以下「その他機関」という。）の任命権者の申請に基づいて当該機関及び当該その他機関について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「認定地方機関」という。）に係る第三十八条第一項及び第四十条の規定の適用については、当該その他機関に勤務する職員は当該認定地方機関のみに勤務する職員と、当該その他機関は当該認定地方機関とみなす。

（第一号及び第二号 略）

（第二項 略）

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者（以下「短時間労働者」という。）を除く。以下

を図ることができるものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの（以下「承認省庁」という。）に係る第十一条第一項及び前条の規定の適用については、当該外局等に勤務する職員は当該承認省庁のみに勤務する職員と、当該外局等は当該承認省庁とみなす。

（第二項 略）

（地方公共団体に勤務する職員に関する特例）

第十三条の三 地方公共団体の機関で、当該機関の任命権者及び当該機関以外の地方公共団体の機関（以下「その他機関」という。）の任命権者の申請に基づいて当該機関及び当該その他機関について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「認定地方機関」という。）に係る第十一条第一項及び第十三条の規定の適用については、当該その他機関に勤務する職員は当該認定地方機関のみに勤務する職員と、当該その他機関は当該認定地方機関とみなす。

（第一号及び第二号 略）

（第二項 略）

（一般事業主の雇用義務等）

第十四条 事業主（常時雇用する労働者（一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者（以下「短時間労働者」という。）を除く。以下単

単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条において同じ。）に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定し

に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。）に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第十五条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第二十七条第三項において同じ。）の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第二十七条第三項において同じ。）の

た職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

(第三項から第五項まで 略)

第四十四条 (略)

第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社又は有限会社(当該親事業主の子会社を除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社又は有限会社(以下「関係会社」という。)の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

(第一号 略)

二 当該親事業主が第七十八条各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同条第一号に掲げる業務を行うこととしてしていること。

(第三号 略)

総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

(第三項から第五項まで 略)

第十四条の二 (略)

第十四条の三 親事業主であつて、特定の株式会社又は有限会社(当該親事業主の子会社を除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社又は有限会社(以下「関係会社」という。)の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第十四条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

(第一号 略)

二 当該親事業主が第七十八条の三各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同条第一号に掲げる業務を行うこととしてしていること。

(第三号 略)

<p>2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>2 第十四条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。</p>
<p>第四十六条 (略)</p>	<p>第十五条 (略)</p>
<p>第四十七条 (略)</p>	<p>第十六条 (略)</p>
<p>(特定身体障害者)</p>	<p>(特定身体障害者)</p>
<p>第四十八条 (第一項 略)</p>	<p>第十七条 (第一項 略)</p>
<p>2 第三十九条の規定は、前項の計画について準用する。 (第三項から第五項まで 略)</p>	<p>2 第十二条の規定は、前項の計画について準用する。 (第三項から第五項まで 略)</p>
<p>6 第四十六条第三項の規定は親事業主に係る前二項の規定の適用について、同条第四項及び第五項の規定は前項の計画について準用する。</p>	<p>6 第十五条第三項の規定は親事業主に係る前二項の規定の適用について、同条第四項及び第五項の規定は前項の計画について準用する。</p>
<p>第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収</p>	<p>第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収</p>
<p>第一款 障害者雇用調整金の支給等</p>	<p>第一款 障害者雇用調整金の支給等</p>
<p>(納付金関係業務)</p>	<p>(障害者雇用調整金の支給等の業務)</p>
<p>第四十九条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務(以下「納付金関係業務」という。)を行う。</p>	<p>第十八条 政府は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務を行う。</p>

(第一号から第七号まで 略)

八 障害者雇用支援センターに対して、身体障害者又は知的障害者の雇用の促進又は継続に係る第二十八条第一号に掲げる業務(前号の教育訓練に該当するものを除く。)及び同条第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

九 身体障害者若しくは知的障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査若しくは講習の業務又は身体障害者若しくは知的障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の業務を行うこと。

十 第五十二条第一項に規定する障害者雇用納付金の徴収を行うこと。

(第十一号 略)

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

(障害者雇用調整金の支給)

第五十条 機構は、政令で定めるところにより、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)(ことに、第五十四条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月(当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を

(第一号から第七号まで 略)

八 障害者雇用支援センターに対して、身体障害者又は知的障害者の雇用の促進又は継続に係る第九条の十三第一号に掲げる業務(前号の教育訓練に該当するものを除く。)及び同条第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

九 事業主の団体で、身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行うものに対して、当該団体が行う身体障害者若しくは知的障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査若しくは講習の事業又は身体障害者若しくは知的障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

十 第二十六条第一項に規定する障害者雇用納付金の徴収を行うこと。

(第十一号 略)

(障害者雇用調整金の支給)

第十九条 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)(ことに、第二十七条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月(当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当

開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。）ことの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）として支給する。

2 前項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに身体障害者又は知的障害者である者を雇用するものとした場合に当該身体障害者又は知的障害者である者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条第二項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

3 第四十六条第二項の規定は第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る第一項の規定の適用について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、法人である事業主が合併した場合又は個人である事業主について相続（包括遺贈を含む。第六十八条において同じ。）があつた場合における調整金の額の算定の特例その他調整金に関し必要な事項は、政令で定める。

（助成金の支給）

該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。）ことの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）として支給する。

2 前項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に第二十七条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに身体障害者又は知的障害者である者を雇用するものとした場合に当該身体障害者又は知的障害者である者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条第二項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

3 第十五条第二項の規定は第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る第一項の規定の適用について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、法人である事業主が合併した場合又は個人である事業主について相続（包括遺贈を含む。第三十九条において同じ。）があつた場合における調整金の額の算定の特例その他調整金に関し必要な事項は、政令で定める。

（助成金の支給）

第五十一条 機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従つて第四十九条第一項第二号から第八号までの助成金を支給する。

(第二項 略)

(資料の提出等)

第五十二条 機構は、第四十九条第一項第十号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる。

2 機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体又は第四十九条第一項第七号ロからニまでに掲げる者(第八十二条第一項において「事業主等」という。)に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第二款 障害者雇用納付金の徴収

(障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第八号までの助成金の支給に要する費用、同項第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理

第二十條 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従つて第十八条第二号から第九号までの助成金を支給する。

(第二項 略)

第二十一条から第二十五条まで 削除

第二款 障害者雇用納付金の徴収

(障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第二十六条 厚生労働大臣は、第十八条第一号の調整金及び同条第二号から第九号までの助成金の支給に要する費用並びに同条各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定

に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

（第二項 略）

（納付金の額等）

第五十四条 （第一項から第三項まで 略）

4 第四十六条第二項の規定は前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る第一項の規定の適用について準用する。

第五十五条 （第一項及び第二項 略）

3 第四十六条第二項の規定は前二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る前二項の規定の適用について準用する。

（納付金の納付等）

第五十六条 事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日（当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日）から四十五日以内に機構に提出しなければならない。

（第二項及び第三項 略）

めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

（第二項 略）

（納付金の額等）

第二十七条 （第一項から第三項まで 略）

4 第十五条第二項の規定は前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る第一項の規定の適用について準用する。

第二十八条 （第一項及び第二項 略）

3 第十五条第二項の規定は前二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る前二項の規定の適用について準用する。

（納付金の納付等）

第二十九条 事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日（当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日）から四十五日以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

（第二項及び第三項 略）

4 機構は、事業主が第一項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認めるときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする。

5 前項の規定による納入の告知を受けた事業主は、第一項の申告書を提出していないとき（納付すべき納付金の額がない旨の記載をした申告書を提出しているときを含む。）は前項の規定により機構が決定した額の納付金の全額を、第一項の申告に係る納付金の額が前項の規定により機構が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

6 事業主が納付した納付金の額が、第四項の規定により機構が決定した納付金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の納付金その他この款の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の納付金その他この款の規定による徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

7 第四十六条第三項の規定は、親事業主に係る第一項、第三項及び第四項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三項中「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣は、事業主が第一項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認めるときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする。

5 前項の規定による納入の告知を受けた事業主は、第一項の申告書を提出していないとき（納付すべき納付金の額がない旨の記載をした申告書を提出しているときを含む。）は前項の規定により厚生労働大臣が決定した額の納付金の全額を、第一項の申告に係る納付金の額が前項の規定により厚生労働大臣が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に厚生労働大臣に納付しなければならない。

6 事業主が納付した納付金の額が、第四項の規定により厚生労働大臣が決定した納付金の額を超える場合には、厚生労働大臣は、その超える額について、未納の納付金その他この款の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の納付金その他この款の規定による徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

7 第十五条第三項の規定は、親事業主に係る第一項、第三項及び第四項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第三項中「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

(納付金の延納)

第五十七条 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、当該事業主の納付すべき納付金を延納させることができる。

(追徴金)

第五十八条 機構は、事業主が第五十六条第五項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならぬ場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならぬかつた場合は、この限りでない。

(第二項 略)

3 機構は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

(徴収金の督促及び滞納処分)

第五十九条 納付金その他この款の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して

(納付金の延納)

第三十条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、当該事業主の納付すべき納付金を延納させることができる。

(追徴金)

第三十一条 厚生労働大臣は、事業主が第二十九条第五項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならぬ場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならぬかつた場合は、この限りでない。

(第二項 略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

(徴収金の督促及び滞納処分)

第三十二条 納付金その他この款の規定による徴収金を納付しない者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、厚生労働大臣は、納付義務者

<p>督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、<u>機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分</u>をすることができる。</p>	<p>に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、<u>厚生労働大臣は、国税滞納処分の例により、滞納処分</u>をすることができる。</p>
<p>(延滞金)</p> <p>第六十条 前条第一項の規定により納付金の納付を督促したときは、<u>機構は、その督促に係る納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(第二項から第五項まで 略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第三十三条 前条第一項の規定により納付金の納付を督促したときは、<u>厚生労働大臣は、その督促に係る納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(第二項から第五項まで 略)</p>
<p>第六十一条 (略)</p> <p>第六十二条 (略)</p>	<p>第三十四条 (略)</p> <p>第三十五条 (略)</p>
<p>(時効)</p> <p>第六十三条 (第一項 略)</p> <p>2 <u>機構が行う納付金その他この款の規定による徴収金の納入の告知</u></p>	<p>(時効)</p> <p>第三十六条 (第一項 略)</p> <p>2 <u>厚生労働大臣が行う納付金その他この款の規定による徴収金の納</u></p>

又は第五十九条第一項の規定による督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(徴収金の帰属)

第六十四条 機構が徴収した納付金その他この款の規定による徴収金は、機構の収入とする。

(徴収金の徴収に関する不服申立て)

第六十五条 納付金その他この款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第六十六条 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第六十七条 (略)

第三十七条 (略)

第六十八条 (略)

第三十八條 削除

第三十九条 (略)

入の告知又は第三十二条第一項の規定による督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

第三款 日本障害者雇用促進協会による障害者雇用納付金
関係業務の実施

(日本障害者雇用促進協会による納付金関係業務の実施)

第三十九条の二 厚生労働大臣は、次章の規定により日本障害者雇用促進協会が設立されたときは、日本障害者雇用促進協会に第十八条各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行わせるものとする。

2 第九条の十二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により日本障害者雇用促進協会に納付金関係業務を行わせる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「並びに日本障害者雇用促進協会が設置及び運営を行う障害者職業センターの名称及び位置」とあるのは、「及び第三十九条の二第一項に規定する納付金関係業務を行う事務所の所在地」と読み替えるものとする。

第三十九条の三 日本障害者雇用促進協会が行う納付金関係業務に関して前二款の規定を適用する場合には、第十八条中「政府」とあり、並びに第十九条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第二十九条第一項及び第四項から第六項までの規定、第三十条、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項並びに第三十六条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「日本障害者

雇用促進協会」と、第三十二条第三項中「国税滞納処分の例により」とあるのは「厚生労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により」とする。

(助成金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第三十九条の四 日本障害者雇用促進協会は、納付金関係業務を行う場合において、自ら第十八条第二号から第九号までの助成金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(徴収金の帰属)

第三十九条の五 日本障害者雇用促進協会が徴収した納付金その他前款及びこの款の規定による徴収金は、日本障害者雇用促進協会の収入とする。

(徴収金の徴収に関する不服申立て)

第三十九条の六 納付金その他前款及びこの款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分(厚生労働大臣が行うものを除く。)について不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十九条の七 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分に

についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ提起することができない。

(資料の提出命令等)

第三十九条の八 日本障害者雇用促進協会は、納付金関係業務を行うときは、第十八条第十号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる。

2 日本障害者雇用促進協会は、納付金関係業務を行う場合において納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体又は第十八条第七号ロからニまでに掲げる者(第八十一条第一項において「事業主等」という。)に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)
第三十九条の九 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については、この節に定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である職員及び身体障害者又は知的障害者である労働者に関する前

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)
第六十九条 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については、この節に定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である職員及び身体障害者又は知的障害者である労働者に関する前

二節（第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十六条第二項（第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

（雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員についての適用に関する特例）

第七十条 第三十八条第一項に規定する場合において、当該機関に重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員が勤務するときににおける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者又は知的障害者である職員以外の職員に替えて当該重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員の一人をもつて同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である職員を採用したものとみなす。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、第三十八条第一項の身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成し、又は実施する場合においては、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員の採用は身体障害者又は知的障害者である職員の採用に含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができる。

3 第四十条の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員は、身体障害者又は知的障害者である

る前二節（第十条、第十一条第二項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項（第十九条第三項、第二十七条第四項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条、第十九条第二項並びに第二十七条第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

（雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員についての適用に関する特例）

第三十九条の十 第十一条第一項に規定する場合において、当該機関に重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員が勤務するときににおける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者又は知的障害者である職員以外の職員に替えて当該重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員の一人をもつて同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である職員を採用したものとみなす。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、第十一条第一項の身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成し、又は実施する場合においては、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員の採用は身体障害者又は知的障害者である職員の採用に含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができる。

3 第十三条の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員は、身体障害者又は知的障害者である

職員とみなす。

- 4 第四十一条及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第四十二条第一項第二号中「又は知的障害者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者である職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第四十一条第一項及び第四十二条第一項中「勤務する職員」とあるのは「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第四十一条第二項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者である職員若しくは重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。
- 5 第四十八条第三項の規定の適用については、同項中「勤務する職員」とあるのは、「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

(雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者についての適用に関する特例)

- 第七十一条 第四十三条第一項の場合において、当該事業主が重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者以外の労働者に替えて当該重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の一人をもつて同条第三項の政令で定める数に満たない

職員とみなす。

- 4 第十三条の二及び第十三条の三第一項の規定の適用については、第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項第二号中「又は知的障害者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者である職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項中「勤務する職員」とあるのは「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」と、第十三条の二第二項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者である職員若しくは重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。
- 5 第十七条第三項の規定の適用については、同項中「勤務する職員」とあるのは、「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

(雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者についての適用に関する特例)

- 第三十九条の十一 第十四条第一項の場合において、当該事業主が重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者以外の労働者に替えて当該重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の一人をもつて同条第三項の政令で定める数に満たない

範囲内において厚生労働省令で定める数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2 第四十三条第五項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

3 第四十四条第一項の規定の適用については、同項（第二号を除く。）中「雇用する労働者」とあるのは「雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、「又は知的障害者である労働者」とあるのは「若しくは知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

4 第四十六条第一項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 事業主は、第四十六条第一項の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画を作成し、又は実施する場合には、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の雇入れは身体障害者又は知的障害者である労働者の雇入れに含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができる。

ない範囲内において厚生労働省令で定める数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2 第十四条第五項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

3 第十四条の二第一項の規定の適用については、同項（第二号を除く。）中「雇用する労働者」とあるのは「雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、「又は知的障害者である労働者」とあるのは「若しくは知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

4 第十五条第一項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 事業主は、第十五条第一項の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画を作成し、又は実施する場合には、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の雇入れは身体障害者又は知的障害者である労働者の雇入れに含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができる。

6 第四十六条第三項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する納付金関係業務の実施等)

第七十二条 第五十条第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第四十六条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

2 第五十条第三項、第五十五条第三項及び第五十六条第七項において準用する第四十六条第三項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

3 厚生労働大臣は、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関して、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号(同項第二号から第九号までに係る部分に限る。第五項及び次条において同じ。)に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

6 第十五条第三項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する納付金関係業務の実施等)

第三十九条の十二 第十九条第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

2 第十九条第三項、第二十八条第三項及び第二十九条第七項において準用する第十五条第三項の規定の適用については、同項中「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

3 政府は、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関して、第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号(同条第二号から第九号までに係る部分に限る。次項及び次条において同じ。)に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

4 前項の場合においては、当該業務は、第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなし

4 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

5 前項の場合においては、当該業務は、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第五十一条及び第五十三条の規定を適用する。

6 第五十五条第一項及び第二項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第四十六条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

7 第五十六条第三項の規定の適用については、同項中「知的障害者である労働者の数」とあるのは、「知的障害者である労働者の数並びに重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の数」とする。

て、第二十条、第二十六条、前節第三款、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五及び第七十条の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは、「第三十九条の十二第三項」とする。

5 第二十八条第一項及び第二項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

6 第二十九条第三項の規定の適用については、同項中「知的障害者である労働者の数」とあるのは、「知的障害者である労働者の数並びに重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者の数」とする。

8 第五十二条第一項、第八十六条及び第八十七条の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

第四節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特例

(精神障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第七十三条 厚生労働大臣は、精神障害者である労働者及び精神障害者である短時間労働者に関して、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

3 前項の場合においては、当該業務は、第四十九条第一項第二号が

7 第三十九条の八第一項及び第八十一条第二項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

第四節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特例

(精神障害者に関する助成金の支給業務の実施等)

第三十九条の十三 政府は、精神障害者である労働者及び精神障害者である短時間労働者に関して、第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六条、第二節第三款、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五及び第七十条の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第二十条第二項中「身体障害者又は知的障害者」とあるのは「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは「第三十九条の十三第一項」とする。

ら第九号まで及び第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第五十一条及び第五十三条の規定を適用する。この場合において、第五十一条第二項中「身体障害者又は知的障害者」とあるのは、「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」とする。

(身体障害者等以外の障害者の雇用の促進に関する研究等)

第七十四条 厚生労働大臣は、障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。)に関しても、第四十九条第一項第九号及び第十一号(同項第九号に係る部分に限る。第三項において同じ。)に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

3 前項の場合においては、当該業務は、第四十九条第一項第九号及び第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第五十三条の規定を適用する。

(身体障害者等以外の障害者の雇用の促進に関する研究等)

第三十九条の十四 政府は、障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。)に関しても、第十八条第九号の規定及び同条第十一号(同条第九号に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八条第九号の規定及び同条第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六条、第二節第三款、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五及び第七十条の二の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、第二十条第二項中「身体障害者又は知的障害者」とあるのは「障害者」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは「第三十九条の十四第一項」とする。

(法人格)

第四十条 日本障害者雇用促進協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

(数)

第四十一条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四十一条の二 協会の資本金は、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）附則第六条の規定により政府から出資があつたものとされた額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により協会に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 評価委員その他前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称)

第四十二条 協会は、その名称中に日本障害者雇用促進協会という文字を用いなければならない。

2 協会でないものは、その名称中に日本障害者雇用促進協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第四十三条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(発起人)

第四十四条 協会を設立するには、その会員になろうとする第五十条第一項第一号に掲げる事業主の団体五以上が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第四十五条 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、これらの概要を会議の日時及び場所とともにその会議の開催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び事業計画書の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有するものであつて、その創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(設立の認可の申請)

第四十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、申請書に定款及び事業計画書並びに厚生労働省令で定める事項を記載した書面を添付して、厚生労働大臣に設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)

第四十七条 厚生労働大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。
- 三 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に資することが確実であると認められること。

(事務の引継ぎ)

第四十八条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第四十九条 協会は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(会員の資格等)

第五十条 協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一 事業主の団体で、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行うもの

二 前号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

2 協会は、前項各号に掲げるものが協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付けてはならない。

(会費)

第五十一条 協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(定款)

第五十二条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 会員に関する事項
 - 五 会費に関する事項
 - 六 役員に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 評議員会に関する事項
 - 九 業務
 - 十 会計に関する事項
 - 十一 事業年度
 - 十二 解散に関する事項
 - 十三 定款の変更に関する事項
 - 十四 公告の方法
- 2 協会の定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第五十三条 協会に、役員として、会長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

2 協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

3 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

4 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、協会の業務及び経理の状況を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

(役員の任免及び任期)

第五十四条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による役員の選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 会長の任期は、三年以内において定款で定める期間とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の会長の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(監事の兼職の禁止)

第五十五条 監事は、会長、理事又は協会の職員を兼ねてはならない

（役員⁹¹の兼職の禁止）

第五十五条の二 役員（非常勤の理事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第五十六条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が協会を代表する。

（職員⁹¹の任命）

第五十七条 協会の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員⁹¹の公務員たる性質）

第五十七条の二 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（総会）

第五十八条 会長は、定款で定めるところにより、少なくとも毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 予算、事業計画及び資金計画の決定又は変更

三 業務方法書の作成、変更又は廃止

四 解散

五 会員の除名

六 その他定款で定める事項

4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

5 会長は、総会が成立しないとき又は会長において総会を招集する暇がないと認めるときは、第三項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

6 会長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(評議員会)

第五十八条の二 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

4 評議員は、協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(業務)

第五十九条 協会は、次の業務を行う。

一 職業センターの設置運営業務を行うこと。

二の二 職業能力開発校の運営業務を行うこと。

一の三 納付金関係業務を行うこと。

一の四 第七十九条第二項に規定する業務を行うこと。

二 会員及び事業主に対して、障害者の雇入れ、雇用環境の整備その他障害者の雇用に関する技術的事項について指導及び援助を行うこと。

三 事業主その他の者に対して障害者の雇用管理に関する研修を行うこと。

三の二 労働者が障害者となつた後において当該労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主であつて、当該雇用の継続のため政令で定める措置を講ずるものに対して、厚生労働省令で定める基準に適合する給付金を支給すること。

四 障害者の技能に関する競技大会を開催すること。

五 障害者の雇用に関する調査、研究及び広報を行うこと。

五の二 障害者の雇用に関する国際協力を行うこと。

六 第二号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関し必要な業務を行うこと。

2 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第五十九条の二 協会は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号の三及び第一号の四に掲げる業務の一部を、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2 前項の規定による厚生労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第六十八条第一項、第八十五条第二項及び第八十六条第一項において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第六十条 協会は、第五十九条第一項第一号から第一号の三まで及び第三号の二に掲げる各業務について、それぞれ当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる業務について第一項の認可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

(業務の開始等の届出)

第六十条の二 協会は、第五十九条第一項第一号から第一号の四まで及び第三号の二に掲げる各業務を開始する際、それぞれ当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所(同項第一号に掲げる業務にあつては、当該業務を行う事務所並びにその設置及び運営を行う障害者職業センター。以下この条において同じ。)の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。協会が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

(事業年度)

第六十一条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第六十一条の二 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表の承認等)

第六十二条 会長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）並びに予算の区分に従う当該事業年度の決算報告書を作成し、当該年度の終了後最初に招集する通常総会の開催日の二週間前までに、監事に提出し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を同項の通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第六十三条 協会は、毎事業年度、前条第一項の通常総会の終了の日から一月以内に、同項の財務諸表を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、前条第一項の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 協会は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第六十四条 協会は、第五十九条第一項第一号から第一号の三まで及び第三号の二に掲げる各業務に係る経理については、それぞれ他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない

い。

(利益及び損失の処理)

第六十四条の二 協会は、毎事業年度、納付金関係業務に関する損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しななければならない。

2 協会は、毎事業年度、前項の損益計算において損失を生じたときは、同項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第六十四条の三 協会は、納付金関係業務に関し資金の借入れをしよととするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(交付金)

第六十四条の四 国は、予算の範囲内において、協会に対し、第五十

九条第一項第一号、第一号の二及び第三号の二に掲げる業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付するものとする。

(余裕金の運用)

第六十四条の五 協会は、次の方法による場合を除き、納付金関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第六十四条の六 協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給基準)

第六十四条の七 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第六十四条の八 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会

計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(解散)

第六十五条 協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる理由による解散は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人)

第六十六条 清算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任し、同項第二号に掲げる理由による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

(財産の処分等)

第六十七条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、資本金額に相当する額を限度として国に帰属させ、これによつてなお処分されないものは、協会と類似の障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う団体に帰属させるものとし

なければならない。

3 前項に規定する団体が無い場合には、当該残余財産は、国に帰属する。

(報告及び立入検査)

第六十八条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは受託金融機関に対し、その業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、協会若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協会に対する監督)

第六十九条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告をさせ、又は検査した場合において、協会の業務の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、協会の業務の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき又は協会の役員がその業務の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、協会又はその役員に対し、その業務の管

理又は執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、協会の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、協会に対し、その定款の変更を命ずることができる。

3 協会若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき又は協会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、協会に対し、期間を定めて当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 協会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

(設立の認可の取消し)

第七十条 厚生労働大臣は、協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認められる場合において、その改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。

(協議)

第七十条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならぬ。

一 第五十九条の二第一項（金融機関に委託する場合に限る。）
第六十条第一項（第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に

掲げる業務に係るものに限る。）、第六十一条の二（第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる業務に係るものに限る。）、又は第六十四条の六の認可をしようとするとき。

二 第六十条第二項（第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる業務に係るものに限る。）、第六十四条の六又は第六十四条の八の厚生労働省令を定めようとするとき。

三 第六十二条第一項（第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる業務に係るものに限る。）、の承認をしようとするとき。

四 第六十四条の五第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（準用）

第七十一条 民法第四十四条、第五十条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は協会の設立、管理及び運営について、同法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）、及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中、「前条」とあるのは、「障害者の雇用の促進等に関する法律第六十六

<p>第四章 雑則</p>	<p>第七十五条 (略)</p>	<p>第七十二条から第七十七条まで 削除</p>
<p>第七十六条 (略)</p>	<p>(障害者となつた労働者の雇用を継続する事業主に対する助成等)</p>	<p>第五章 削除</p>
<p>第七十七条 厚生労働大臣は、労働者が障害者となつた後において当該労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主であつて、当該雇用の継続のため政令で定める措置を講ずるものに対して、厚生労働省令で定める基準に適合する給付金を支給する業務を行う。</p>	<p>2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。</p>	<p>条」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 機構は、第一項の業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。</p>	<p>(障害者雇用推進者)</p>	<p>第六章 雑則</p>
<p>第七十八条の二 (略)</p>	<p>(障害者雇用推進者)</p>	<p>第七十八条 (略)</p>

第七十八条 事業主は、その雇用する労働者の数が常時第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数以上であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。

(第一号 略)

二 第四十三条第五項の規定による報告及び第八十一条第一項の規定による届出を行う業務

三 第四十六条第一項の規定による命令を受けたとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による勧告を受けたときは、当該命令若しくは勧告に係る国との連絡に関する業務又は同条第一項の計画の作成及び当該計画の円滑な実施を図るための業務

(障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)(厚生労働省令で定める者に限る。)に限る。以下この項及び第八十一条において同じ。)である労働者(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十一条において同じ。)を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習(以下この条において「資格認定講習」という。)を修了したもののその他厚生労働省令で定める資格を有するものうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業

第七十八条の三 事業主は、その雇用する労働者の数が常時第十四条第五項の厚生労働省令で定める数以上であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。

(第一号 略)

二 第十四条第五項の規定による報告及び第八十条第一項の規定による届出を行う業務

三 第十五条第一項の規定による命令を受けたとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による勧告を受けたときは、当該命令若しくは勧告に係る国との連絡に関する業務又は同条第一項の計画の作成及び当該計画の円滑な実施を図るための業務

(障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)(厚生労働省令で定める者に限る。)に限る。以下この項及び第八十条において同じ。)である労働者(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十条において同じ。)を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習(以下この条において「資格認定講習」という。)を修了したもののその他厚生労働省令で定める資格を有するものうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活

<p>生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、資格認定講習に関する業務の全部又は一部を、第四十九条第一項第九号に掲げる業務として機構に行わせることができる。</p>	<p>に関する相談及び指導を行わせなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、第四章の規定により協会が設立されたときは、資格認定講習に関する業務の全部又は一部を協会に行わせることができる。</p>
<p>第八十条 (略)</p>	<p>第七十九条の二 (略)</p>
<p>第八十一条 (略)</p>	<p>第八十条 (略)</p>
<p>(報告等)</p>	<p>(報告等)</p>
<p>第八十二条 (第一項 略)</p>	<p>第八十一条 (第一項 略)</p>
<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	<p>2 厚生労働大臣は、第十八条第十号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を命ずることができる。ただし、第三十九条の二第一項の規定により協会に納付金関係業務を行わせるときは、この限りでない。</p>
<p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>3 第六十八条第二項の規定は第一項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による立入検査の権限について準用する。</p>

<p>(連絡及び協力)</p> <p>第八十三条 公共職業安定所、機構、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター、公共職業能力開発施設等、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターその他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。</p>	<p>(連絡及び協力)</p> <p>第八十二条 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター、公共職業能力開発施設等、協会、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターその他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。</p>
<p>第八十四条 (略)</p>	<p>第八十三条 (略)</p>
<p>第八十五条 (略)</p>	<p>第八十四条 (略)</p>
<p>第五章 罰則</p> <p>第八十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。事業主の団体又は第四十九条第一項第七号ロからニまでに掲げる法人が第一号（第五十二条第二項に係る部分に限る。）又は第五号に該当するときにおけるその違反行為をした当該団体又は当該法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。</p>	<p>第七章 罰則</p> <p>第八十五条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。事業主の団体又は第十八条第七号ロからニまでに掲げる法人が第一号（第三十九条の八第二項に係る部分に限る。）又は第五号に該当するときにおけるその違反行為をした当該団体又は当該法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。</p>

一 第四十三条第五項、第五十二條第二項又は第七十七條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第四十六條第一項の規定による命令に違反して身体障害者若しくは知的障害者の雇入れに関する計画を作成せず、又は同条第四項の規定に違反して当該計画を提出しなかつたとき。

三 第五十二條第一項の規定による文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の記載をした文書の提出をしたとき。

四 第八十一條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第八十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十七條 法人（法人でない事業主の団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の

一 第十四條第五項又は第三十九條の八第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十五條第一項の規定による命令に違反して身体障害者若しくは知的障害者の雇入れに関する計画を作成せず、又は同条第四項の規定に違反して当該計画を提出しなかつたとき。

三 第三十九條の八第一項又は第八十一條第二項の規定による文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の記載をした文書の提出をしたとき。

四 第八十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第八十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第六十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第八十六條 法人（法人でない事業主の団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為（受託金融機関の役員又は職員に係るものを除く。）をしたときは、行為

刑を科する。

(第二項 略)

第八十八条 第三十六条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第八十九条 第五十九条第三項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

(第二項 略)

第八十六条の二 第九条の二十一の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第五十条第二項の規定に違反したとき。

四 第五十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第六十二条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

六 第六十四条の五の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第六十九条第一項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。

八 第七十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

第九十条 第二十三条の規定に違反したものの（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、十万円以下の過料に処する。

附則

第一条（略）

（広域障害者職業センターの設置の特例）

第二条 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）の施行の日の前日に国が設置していた広域障害者職業センターに相当する施設であつて、同法の施行の日に国が設置する広域障害者職業センターとなるものとして厚生労働省令で定める施設に係る第十九条の規定の適用については、同条第一項中「設置及び運営」とあるのは、「運営」とする。ただし、当該施設のうち厚生労働省令で定める施設については、当該厚生労働省令で定める日以後においては、この限りでない。

九 第七十一条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。
十 第七十一条において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

第八十八条 第九条の六又は第四十二条第二項の規定に違反したものの（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、十万円以下の過料に処する。

附則

第一条（略）

（広域障害者職業センターに係る第九条の十等の適用に関する特例）

第二条 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）の施行の日の前日に国が設置していた広域障害者職業センターに相当する施設であつて、第九条の十第一項の規定を適用しないこととしたならば同法の施行の日に国が設置する広域障害者職業センターとなるものとして厚生労働省令で定める施設に係る第二章第三節第一款及び第四章の規定の適用については、同項中「第九条に規定する業務」とあるのは、「広域障害者職業センターの運営の業務」とする。ただし、当該施設のうち厚生労働省令で定め

2 前項の規定により機構にその運営の業務のみを行わせる広域障害者職業センターの名称及び位置は、厚生労働省令で定める。

(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第三条 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主(特殊法人を除く。以下この条において同じ。)については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条及び第三章第二節第二款の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して次項の報奨金を支給する業務を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるもの乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数又は厚生労働省令で定める数のいずれが多い数を超える事業主に対して、その超える数を第五十

る施設については、当該厚生労働省令で定める日以後においては、この限りでない。

2 前項の規定により協会にその運営の業務のみを行わせる広域障害者職業センターについては、第九条の十一第二項の規定は、適用しない。

(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第三条 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主(特殊法人を除く。以下この条において同じ。)については、当分の間、第十八条第一号、第十九条及び第三章第二節第二款の規定は、適用しない。

2 政府は、当分の間、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して次項の報奨金を支給する業務を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第二十七条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるもの乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数又は厚生労働省令で定める数のいずれが多い数を超える事業主に対して、その超える数を第十九

条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乘じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

4 厚生労働大臣は、第二項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

5 第四十六条第二項の規定は第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る前各項の規定の適用について、第五十条第四項の規定は第三項の報奨金について準用する。

条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乘じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

4 第十五条第二項の規定は前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第三項の規定は親事業主に係る前項の規定の適用について、第十九条第四項の規定は前項の報奨金について準用する。

5 第二十六条、第三章第二節第三款、第五十九条第一項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五、第七十条の二、第八十一条第二項、第八十五条第一項第一号（第三十九条の八第二項に係る部分に限る。）、第八十六条並びに第八十七条第一号、第四号及び第六号の規定の適用については、当分の間、第二十六条第一項中、「並びに同条各号に掲げる業務」とあるのは、「附則第三条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第十八条各号に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定する業務」と、第三十九条の二第一項中「第十八条各号に掲げる業務」とあるのは「第十八条各号に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定する業務」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは「附則第三条第二項」と、「並びに第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項並びに附則第三条第三項」とする。

6 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一項第一号（第五

十二條第二項に係る部分に限る。）、第八十七條及び第八十九條の規定の適用については、当分の間、第五十三條第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、「附則第三條第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第四十九條第一項各号に掲げる業務及び附則第三條第二項に規定する業務」とする。

7 | 第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第七十二條第一項の厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

8 | 第五項において準用する第四十六條第三項の規定の適用（第三項の規定の適用に係る部分に限る。）については、同條第三項中「労働者」とあるのは、「労働者、重度身体障害者である短時間労働者又は重度知的障害者である短時間労働者」とする。

（除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置）

第四條 第五十條、第五十四條及び前條の規定の適用については、当分の間、第五十條第一項中「同條第一項の規定により算定した額」とあるのは、「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第四條第一項の規定により読み替えて適用される第五十四條第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額」と、同條第二項及び前

6 | 第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第三十九條の十二條第一項の厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

7 | 第四項において準用する第十五條第三項の規定の適用（第三項の規定の適用に係る部分に限る。）については、同條第三項中「労働者」とあるのは、「労働者、重度身体障害者である短時間労働者又は重度知的障害者である短時間労働者」とする。

（除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置）

第四條 第十九條、第二十七條及び前條の規定の適用については、当分の間、第十九條第一項中「同條第一項の規定により算定した額」とあるのは、「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第四條第一項の規定により読み替えて適用される第二十七條第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額」と、同條第二項及び前

条第三項中「第五十四条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率」と、第五十四条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第三項中「、当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする。

（第二項 略）

別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

（以下 略）

条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、第二十七条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第三項中「、当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする。

（第二項 略）

別表 障害の範囲（第二条、第十七条関係）

（以下 略）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第七条）</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進（第八条 第十一条）</p> <p>第三章 高齢者等の再就職の促進等</p> <p>第一節 国による高齢者等の再就職の促進等（第十二条 第十四条）</p> <p>第二節 事業主による高齢者等の再就職の援助等（第十五条 第十九条）</p> <p>第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置（第二十条 第三十一条）</p> <p>第四章 高齢者職業経験活用センター等</p> <p>第一節 高齢者職業経験活用センター（第三十二条 第三十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進（第四条 第五条）</p> <p>第三章 高齢者等の再就職の促進等</p> <p>第一節 国による高齢者等の再就職の促進等（第六条 第八条の二）</p> <p>第二節 事業主による高齢者等の再就職の援助等（第九条 第十一条の三）</p> <p>第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置（第十二条 第二十三条）</p> <p>第四章 高齢者等雇用安定センター</p> <p>第一節 中央高齢者等雇用安定センター（第二十四条 第三十九条）</p> <p>第二節 都道府県高齢者等雇用安定センター（第四十条 第四十四条）</p> <p>第四章の二 高齢者職業経験活用センター等</p> <p>第一節 高齢者職業経験活用センター（第四十四条の二 第四十四条の四）</p>

<p>第二節 全国高齢者職業経験活用センター（第三十七条 第三十九条）</p> <p>第五章 定年退職者等に対する就業の確保（第四十条）</p> <p>第六章 シルバー人材センター等</p> <p>第一節 シルバー人材センター（第四十一条 第四十三条）</p> <p>第二節 シルバー人材センター連合（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第三節 全国シルバー人材センター事業協会（第四十六条 第四十八條）</p> <p>第七章 国による援助等（第四十九条 第五十一条）</p> <p>第八章 雑則（第五十二条 第五十四条）</p> <p>第九章 罰則（第五十五条 第五十七条）</p> <p>第三条（略）</p> <p>第四条（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（高齢者等職業安定対策基本方針）</p> <p>第六条（第一項 略）</p> <p>2 高齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第二節 全国高齢者職業経験活用センター（第四十四条の五 第四十四条の七）</p> <p>第五章 定年退職者等に対する就業の確保（第四十五条）</p> <p>第六章 シルバー人材センター等</p> <p>第一節 シルバー人材センター（第四十六条 第四十八条）</p> <p>第二節 シルバー人材センター連合（第四十八条の二・第四十八条の三）</p> <p>第三節 全国シルバー人材センター事業協会（第四十九条 第五十一条）</p> <p>第七章 国による援助等（第五十二条 第五十四条）</p> <p>第八章 雑則（第五十五条 第五十八条）</p> <p>第九章 罰則（第五十九条 第六十一条）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>第二条の三（略）</p> <p>第二条の四（略）</p> <p>（高齢者等職業安定対策基本方針）</p> <p>第二条の五（第一項 略）</p> <p>2 高齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。</p>
---	--

(第一号及び第二号 略)

三 第四条第一項の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸条件の整備、再就職の援助等、同条第二項の事業主が行うべき高年齢期における職業生活の設計の援助並びに第九条の事業主が講ずべき同条に規定する高年齢者雇用確保措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針となるべき事項

四 第九条に規定する高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

(第五号及び第六号 略)

(第三項以下 略)

(適用除外)

第七条 (第一項 略)

2 前条、次章、第三章第二節、第四十九条及び第五十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進

第八条 (略)

第九条 (略)

(第一号及び第二号 略)

三 第二条の三第一項の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸条件の整備、再就職の援助等、同条第二項の事業主が行うべき高年齢期における職業生活の設計の援助並びに第四条の二の事業主が講ずべき同条に規定する高年齢者雇用確保措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針となるべき事項

四 第四条の二に規定する高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

(第五号及び第六号 略)

(第三項以下 略)

(適用除外)

第三条 (第一項 略)

2 前条、次章、第三章第二節、第五十二条及び第五十五条の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進

第四条 (略)

第四条の二 (略)

第十条 (略)

第十一条 (略)

第三章 高年齢者等の再就職の促進等

第一節 国による高年齢者等の再就職の促進等

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等

第十五条 (略)

第四条の三 (略)

第五条 (略)

第三章 高年齢者等の再就職の促進等

第一節 国による高年齢者等の再就職の促進等

第六条 (略)

第七条 (略)

第八条 (略)

(労働者に対する助言及び指導)

第八条の二 公共職業安定所は、労働者がその高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするため、労働者に対して、必要な助言又は指導を行うことができる。

第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等

第九条 (略)

第十六条 (略)

(再就職援助計画の作成等)

第十七条 公共職業安定所長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十五条第一項に規定する理由により離職することとなっている高年齢者等の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、当該高年齢者等を雇用している事業主に対し、当該高年齢者等の再就職の援助等に関する計画(以下この条及び次条第三項において「再就職援助計画」という。)の作成を要請することができる。(第二項及び第三項 略)

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置

(中高年齢失業者等求職手帳の発給)

第二十条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。(第一号 略)

第十条 (略)

(再就職援助計画の作成等)

第十一条 公共職業安定所長は、厚生労働省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する理由により離職することとなっている高年齢者等の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、当該高年齢者等を雇用している事業主に対し、当該高年齢者等の再就職の援助等に関する計画(以下この条及び次条第三項において「再就職援助計画」という。)の作成を要請することができる。(第二項及び第三項 略)

第十一条の二 (略)

第十一条の三 (略)

第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置

(中高年齢失業者等求職手帳の発給)

第十二条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。(第一号 略)

<p>二 誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有すると認められること。</p> <p>三 第二十二條第一項各号に掲げる措置を受けると認められること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当すること。</p> <p>(手帳の有効期間)</p> <p>第二十一條 (第一項 略)</p> <p>2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第二十三條第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を厚生労働省令で定める期間延長することができる。</p> <p>3 前二項の厚生労働省令で定める期間を定めるに当たつては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。</p> <p>(手帳の失効)</p> <p>第二十二條 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。</p> <p>一 新たに安定した職業に就いたとき。</p>	<p>二 誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められること。</p> <p>三 第十五條第一項各号に掲げる措置を受けると認められること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について厚生労働大臣が労働政策審議会の意見をきいて定める要件に該当すること。</p> <p>(手帳の有効期間)</p> <p>第十三條 (第一項 略)</p> <p>2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第十五條第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を厚生労働省令で定める期間延長することができる。</p> <p>3 前二項の厚生労働省令で定める期間を定めるにあつては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。</p> <p>(手帳の失効)</p> <p>第十四條 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。</p> <p>一 新たに安定した職業についたとき。</p>
--	--

- 二 第二十条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件に該当するとき。

(第二項 略)

(計画の作成)

第二十三条 厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

(第一号及び第二号 略)

- 三 国又は地方公共団体が実施する訓練(前号に掲げるものを除く。)であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの(国又は地方公共団体の委託を受けたものが行つものを含む。)

(第四号 略)

2 厚生労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(公共職業安定所長の指示)

第二十四条 (第一項 略)

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するときは、改めて、その延長された有効期間中

- 二 第十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見をきいて定める要件に該当するとき。

(第二項 略)

(計画の作成)

第十五条 厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

(第一号及び第二号 略)

- 三 国又は地方公共団体が実施する訓練(前号に掲げるものを除く。)であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれるもの(国又は地方公共団体の委託を受けたものが行なつものを含む。)

(第四号 略)

2 厚生労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、労働政策審議会の意見をきかなければならない。

(公共職業安定所長の指示)

第十六条 (第一項 略)

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するときは、あらためて、その延長された有効期間

職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

(第三項 略)

(関係機関等の責務)

第二十五条 (第一項 略)

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

(手当の支給)

第二十六条 国及び都道府県は、第二十四条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の規定に基づき、手当を支給することができる。

(就職促進指導官)

第二十七条 就職促進の措置としての職業指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(報告の請求)

中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

(第三項 略)

(関係機関等の責務)

第十七条 (第一項 略)

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施にあたる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、すみやかに職業につくように努めなければならない。

(手当の支給)

第十八条 国及び都道府県は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の規定に基づき、手当を支給することができる。

(就職促進指導官)

第十九条 就職促進の措置としての職業指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(報告の請求)

第二十八条 公共職業安定所長は、第二十四条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

(厚生労働省令への委任)

第三十一条 この節に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項、第二十四条第一項又は第二項の指示の手續に関し必要な事項及び公共事業への中高年齢失業者等の吸収に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十条 公共職業安定所長は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

(厚生労働省令への委任)

第二十三条 この節に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項、第十六条第一項又は第二項の指示の手續に関し必要な事項及び公共事業への中高年齢失業者等の吸収に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 高年齢者等雇用安定センター

第一節 中央高年齢者等雇用安定センター

(指定等)

第二十四条 厚生労働大臣は、高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な活動を促進すること等により高年齢者等(厚生労働省令で定める者を除く。以下この章において同じ。)の雇用の安定その他福祉の増進を図るとともに、第四十一条に規定する都道府県高年

齡者等雇用安定センターの健全な発展を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者等の雇用の安定その他福祉の増進に資すると認められること。

2 厚生労働大臣は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「中央高年齢者等雇用安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 中央高年齢者等雇用安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第二十五条 中央高年齢者等雇用安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 高年齢者等の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。
 - 二 事業主その他の関係者に対し、高年齢者雇用確保措置その他高年齢者等の雇用に関する講習等を行うこと。
 - 三 高年齢者雇用確保措置その他高年齢者等の雇用に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主その他の関係者に対し提供すること。
 - 四 第四十一条に規定する都道府県高年齢者等雇用安定センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
 - 五 次条第一項に規定する業務を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、高年齢者等の雇用の安定その他福祉の増進及び第四十一条に規定する都道府県高年齢者等雇用安定センターの健全な発展を図るために必要な業務を行うこと。
- (中央高年齢者等雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施)
- 第二十六条 厚生労働大臣は、中央高年齢者等雇用安定センターを指定したときは、中央高年齢者等雇用安定センターに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業のうち次のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。
- 一 高年齢者等を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて厚生労働省令で定めるものを支給すること

- 二 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。
- 2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。
- 3 中央高年齢者等雇用安定センターは、第一項に規定する業務（以下この章において「雇用安定事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。中央高年齢者等雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の規定により中央高年齢者等雇用安定センターに行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。
- 5 中央高年齢者等雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、雇用安定事業関係業務の一部を第四十一条に規定する都道府県高年齢者等雇用安定センターに委託することができる。

(業務規程の認可)

第二十七条 中央高年齢者等雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が雇用安定事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

（雇用安定事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可）

第二十八条 中央高年齢者等雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務のうち第二十六条第一項第一号に係る業務（以下この節において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら同条第二項に規定する雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（報告）

第二十九条 中央高年齢者等雇用安定センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に對し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(事業計画等)

第三十条 中央高年齢者等雇用安定センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中央高年齢者等雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第三十一条 中央高年齢者等雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務を行う場合には、雇用安定事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十二条 国は、予算の範囲内において、中央高年齢者等雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十三条 この節に定めるもののほか、中央高年齢者等雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行う場合における中央高年齢者等

雇用安定センターの財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(役員の選任及び解任)

第三十四条 中央高年齢者等雇用安定センターの役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 中央高年齢者等雇用安定センターの役員が、この節の規定(当該規定に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第二十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十五条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、厚生労働大臣は、中央高年齢者等雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十五条 給付金業務に従事する中央高年齢者等雇用安定センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第三十六条 厚生労働大臣は、第二十五条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、中央高年齢者等雇用安定センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又は所屬の職員に、中央高年齢者等雇用安定センターの事務

所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十七条 厚生労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、中央高年齢者等雇用安定センターに対し、第二十五条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十八条 厚生労働大臣は、中央高年齢者等雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第二十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらな
いで雇用安定事業関係業務を行ったとき。

五 第五十七条第一項の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二
十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、
その旨を公示しなければならない。

(厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施)

第三十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り
消し、若しくは雇用安定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を
命じたとき、又は中央高年齢者等雇用安定センターが雇用安定事業
関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認め
るときは、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業関係業務を行う
ものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業務
を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなけれ
ばならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用安定事業関係業務を行
うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業
務を行わないものとする場合における当該雇用安定事業関係業務の
引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 都道府県高年齢者等雇用安定センター

(指定)

第四十条 厚生労働大臣は、都道府県の区域内の事業に関し高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な活動を促進すること等により高年齢者等の雇用の安定その他福祉の増進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業務)

第四十一条 前条の指定を受けた者(以下「都道府県高年齢者等雇用安定センター」という。)は、当該都道府県の区域内の事業に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業主その他の関係者に対し、高年齢者雇用確保措置その他高年齢者等の雇用に関する講習等を行うこと。
- 二 高年齢者雇用確保措置その他高年齢者等の雇用に関する情報及び資料を収集し、並びに事業主その他の関係者に対し提供すること。
- 三 中央高年齢者等雇用安定センターの委託を受けて雇用安定事業関係業務の一部を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、高年齢者等の雇用の安定その他福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

第四十二条 都道府県高年齢者等雇用安定センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県高年齢者等雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十三条 厚生労働大臣は、都道府県高年齢者等雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十条の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 第四十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。
- 四 次条において準用する第三十七条の規定に基づく処分に違反したとき。
- 五 第五十七条第一項の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 高齢者職業経験活用センター等

第一節 高齢者職業経験活用センター

(指定等)

第三十二条 厚生労働大臣は、高齢者（六十歳以上の者に限る。以下この章において同じ。）に対し、その意欲及び能力に応じ、その職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業の機会を確保し、及び提供することにより、高齢者の再就職の促進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条第一項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

(第一号及び第二号 略)

(準用)

第四十四条 第二十四条第二項から第四項まで及び第三十七条の規定は、都道府県高齢者等雇用安定センターについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「次節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十一条」と読み替えるものとする。

第四章の二 高齢者職業経験活用センター等

第一節 高齢者職業経験活用センター

(指定)

第四十四条の二 厚生労働大臣は、高齢者（六十歳以上の者に限る。以下この章において同じ。）に対し、その意欲及び能力に応じ、その職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業の機会を確保し、及び提供することにより、高齢者の再就職の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条第一項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

(第一号及び第二号 略)

2 厚生労働大臣は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「高年齢者職業経験活用センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 高年齢者職業経験活用センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務等）

第三十三条 高年齢者職業経験活用センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（第一号以下 略）

（第二項 略）

3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、高年齢者職業経験活用センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条の三、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第三

（業務等）

第四十四条の三 前条の指定を受けた者（以下「高年齢者職業経験活用センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

（第一号以下 略）

（第二項 略）

3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、高年齢者職業経験活用センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条の三、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第三

章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三條の二第三項中「同項」とあり、並びに同條第五項及び第七項中「第一項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三條第二項」とする。

(第四項 略)

(事業計画等)

第三十四條 高年齢者職業経験活用センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 高年齢者職業経験活用センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第三十五條 厚生労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、高年齢者職業経験活用センターに対し、第三十三條第一項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十六條 厚生労働大臣は、高年齢者職業経験活用センターが次の

章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三條の二第三項中「同項」とあり、並びに同條第五項及び第七項中「第一項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四條の三第二項」とする。

(第四項 略)

各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第三十二条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 前条の規定に基づく処分を違反したとき。

五 第五十二条第一項の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（準用）

第四十四条の四 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条の規定は、高年齢者職業経験活用センターについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十四条の二」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第四章の二第一節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十四条の三第一項」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十四条の二」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十四条の三第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第四章の二第一節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十四条の四」と読み替えるものとする。

第二節 全国高年齢者職業経験活用センター

第三十七条 (略)

第三十八条 (略)

(準用)

第三十九条 第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、全国高年齢者職業経験活用センターについて準用する。この場合において、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第三十七条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十五条中「この節」とあるのは「次節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第三十八条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「次条」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十八条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第三十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保

第四十条 (略)

第二節 全国高年齢者職業経験活用センター

第四十四条の五 (略)

第四十四条の六 (略)

(準用)

第四十四条の七 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条の規定は、全国高年齢者職業経験活用センターについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十四条の五」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第四章の二第二節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十四条の六」と、第四十二条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十四条の五」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十四条の六」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第四章の二第二節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十四条の七」と読み替えるものとする。

第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保

第四十五条 (略)

第六章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター

(指定)

第四十一条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。)
()に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人(次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。)
()であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村(特別区を含む。)
第四十四条において同じ。()の区域(当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域)ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター連合」という

第六章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター

(指定)

第四十六条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。)
()に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人(次項及び第四十八条の二第一項において「高年齢者就業援助法人」という。)
()であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村(特別区を含む。)
第四十八条の二において同じ。()の区域(当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域)ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十八条の二第一項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター

。)に係る同項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。)については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

(第一号及び第二号 略)

(第二項 略)

第四十二条 (略)

(準用)

第四十三条 第三十二條第二項から第四項まで、第三十三條第二項から第四項まで及び第三十四條から第三十六條までの規定は、シルバー人材センターについて準用する。この場合において、第三十二條第二項から第四項まで及び第三十四條から第三十六條までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第三十二條第二項中「前項」とあるのは、「第四十一條第一項」と、「所在地」とあるのは、「所在地並びに当該指定に係る地域」と、第三十三條第二項中「前項第三号」とあるのは、「第四十二條第一号」と、同條第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三條第二項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十三條において準用する同法第三十三條第二項」と、第三十五條中「この節」とあるのは、「第六章第一節」と、「第三十三條第一項」とあるのは「第四十二條」と、第三十六條第一項中「第三十二條第一項」とあ

連合」という。)に係る同項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。)については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

(第一号及び第二号 略)

(第二項 略)

第四十七条 (略)

(準用)

第四十八条 第二十四條第二項から第四項まで、第三十七條、第四十二條、第四十三條及び第四十四條の三第二項から第四項までの規定は、シルバー人材センターについて準用する。この場合において、第二十四條第二項から第四項まで、第三十七條、第四十二條及び第四十三條中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第二十四條第二項中「前項」とあるのは、「第四十六條第一項」と、「所在地」とあるのは、「所在地並びに当該指定に係る地域」と、第三十七條中「この節」とあるのは、「第六章第一節」と、「第二十五條」とあるのは、「第四十七條」と、第四十三條第一項中「第四十條」とあるのは、「第四十六條第一項」と、同項第一号中「第四十一條」とあるのは、「第四十七條」と、同項第三号中「この節」とあるのは、「第六章第一節」と、同項第四号中「次条」とあるのは、「第四十八條」と、第四十四條の三第二項中「前項第三号」とあるのは、「第四十

るのは「第四十一条第一項」と、同項第一号中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十二条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十条」において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二節 シルバー人材センター連合

(指定等)

第四十四条 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第四十二条に規定する業務に関し第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の場合その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第四十二条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

(第二項 略)

3 第一項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出

七条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十八条において準用する同法第四十四条の三第二項」と読み替えるものとする。

第二節 シルバー人材センター連合

(指定等)

第四十八条の二 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第四十七条に規定する業務に関し第四十六条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の場合その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第四十七条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

(第二項 略)

3 第一項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出

に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに係る第四十一条第一項の指定は、その効力を失うものとする。
(第四項 略)

(準用)

第四十五条 第三十二條第二項から第四項まで、第三十三條第二項から第四項まで、第三十四條から第三十六條まで及び第四十二條の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十二條第二項から第四項まで及び第三十四條から第三十六條までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十二條第二項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四條第一項の指定をしたとき並びに同條第一項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同條第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域(当該変更があつたときは、当該変更後の地域)」と、第三十三條第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十五條において準用する第四十二條第二号」と、同條第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三條第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十五條において準用する同法第三十三條第二項」と、第三十五條中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第三十三條第一項」とあるのは「第四十五條において準用する第四十二條」と、第三十六條第一項中「第三十二條第一項」とあるのは「第四

に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに係る第四十六条第一項の指定は、その効力を失うものとする。
(第四項 略)

(準用)

第四十八條の三 第二十四條第二項から第四項まで、第三十七條、第四十二條、第四十三條、第四十四條の三第二項から第四項まで及び第四十七條の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第二十四條第二項から第四項まで、第三十七條、第四十二條及び第四十三條中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十四條第二項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第四十八條の二第一項の指定をしたとき並びに同條第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同條第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域(当該変更があつたときは、当該変更後の地域)」と、第三十七條中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、「第二十五條」とあるのは「第四十八條の三において準用する第四十七條」と、第四十三條第一項中「第四十條」とあるのは「第四十八條の二第一項」と、同項第一号中「第四十一條」とあるのは「第四十八條の三において準用する第四十七條」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十八條の三」と、第四十四條の三第二項中「前項第三号」とある

第十四条第一項」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」と、第四十二条中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。「）とあるのは「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第一項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」と読み替えるものとする。

第三節 全国シルバー人材センター事業協会

第四十六条 (略)

第四十七条 (略)

(準用)

第四十八条 第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第四十七条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十六条」と、同項第一号中「第三十

の「第四十八条の三において準用する第四十七条第二号」と、同条第三項中「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」とあるのは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十八条の三において準用する同法第四十四条の三第二項」と、第四十七条中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。「）とあるのは「第四十八条の二第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」と読み替えるものとする。

第三節 全国シルバー人材センター事業協会

第四十九条 (略)

第五十条 (略)

(準用)

第五十一条 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条の規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第二十一条」とあるのは「第五十条」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十九条」と、同項第一号中「第四十一条」とあ

「三条第一項」とあるのは「第四十七条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十八条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第七章 国による援助等

(事業主等に対する援助等)

第四十九条 国は、高年齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

- 一 一定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。
 - 二 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
 - 三 労働者が高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするため、労働者に対して、必要な助言又は指導を行うこと。
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。
- 3 機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場

るのは「第五十条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第七章 国による援助等

(事業主に対する助成等)

第五十二条 国は、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、一定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主に対する助成その他の事業主に対する援助等の措置を講ずることができる。

<p>合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。</p>	<p>第五十条 (略)</p>	<p>第五十三条 (略)</p>
<p>第五十一条 (略)</p>	<p>第五十四条 (略)</p>	<p>第五十四条 (略)</p>
<p>第八章 雑則</p>	<p>第八章 雑則</p>	<p>第八章 雑則</p>
<p>第五十二条 (略)</p>	<p>第五十五条 (略)</p>	<p>第五十五条 (略)</p>
<p>第五十三条 (略)</p>	<p>第五十六条 削除</p>	<p>第五十六条 削除</p>
<p>第五十四条 (略)</p>	<p>第五十七条 (略)</p>	<p>第五十七条 (略)</p>
<p>第五十五条 (略)</p>	<p>第五十八条 (略)</p>	<p>第五十八条 (略)</p>
<p>第九章 罰則</p>	<p>第九章 罰則</p>	<p>第九章 罰則</p>
<p>第五十五条 第四十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報 	<p>第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報

<p>第五十六条 (略)</p> <p>第五十七条 第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者(法人であるときは、その代表者)は、十万円以下の過料に処する。</p>	<p>第六十条 (略)</p> <p>告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第六十一条 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者(法人であるときは、その代表者)は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>2 第二十八条の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした中央高年齢者等雇用安定センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。</p>
---	---

三 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>第九条の二（第一項 略） 就職促進指導官は、専門的知識に基づいて、主として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十四条第一項又は第二項の指示を受けた者に対し、職業指導を行うものとする。</p>	<p>第九条の二（第一項 略） 就職促進指導官は、専門的知識に基づいて、主として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十六条第一項又は第二項の指示を受けた者に対し、職業指導を行うものとする。</p>

四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

改正案	現行
<p>（公共職業能力開発施設） 第十六条（第一項から第四項まで 略）</p> <p>5 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。</p> <p>（第六項 略）</p>	<p>（公共職業能力開発施設） 第十六条（第一項から第四項まで 略）</p> <p>5 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二章第六節に定めるところにより、日本障害者雇用促進協会に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。</p> <p>（第六項 略）</p>

改正案	現行
<p>（雇用勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第五条 雇用勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。</p> <p>一 第七条第二項の規定による徴収勘定からの受入金</p> <p>二 雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定に基づく一般会計からの受入金</p> <p>三 雇用安定資金からの受入金</p> <p>四 積立金からの受入金</p> <p>五 雇用安定資金から生ずる収入金</p> <p>六 積立金から生ずる収入金</p> <p>七 借入金</p> <p>八 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第 号）第十四条第三項の規定による納付金</p> <p>2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。</p> <p>一 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費</p> <p>二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金</p>	<p>（雇用勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第五条 雇用勘定においては、第七条第二項の規定による徴収勘定からの受入金、雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定に基づく一般会計からの受入金、雇用安定資金からの受入金、積立金からの受入金、雇用安定資金から生ずる収入、積立金から生ずる収入、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費、雇用・能力開発機構への出資金及び交付金、第八条の規定による徴収勘定への繰入金、第八条の二第一項の規定による雇用安定資金への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、雇用保険事業の業務取扱費（次条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）その他の諸費をもつてその歳出とする。</p>

- 三 雇用・能力開発機構への出資金及び交付金
- 四 第八条の規定による徴収勘定への繰入金
- 五 第八条の二第一項の規定による雇用安定資金への繰入金
- 六 借入金の償還金及び利子
- 七 一時借入金の利子
- 八 雇用保険事業の業務取扱費（次条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）

改正案	現行
<p>（雇用安定事業）</p> <p>第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>（第一号及び第二号 略）</p> <p>三 定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九條に規定する継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇を延長し、又は同法第二條第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。</p> <p>（第四号及び第五号 略）</p> <p>（第二項 略）</p> <p>3 政府は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）及び独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第二十号）並びにこれらに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用・能力開発機構及び独立行政法人高</p>	<p>（雇用安定事業）</p> <p>第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>（第一号及び第二号 略）</p> <p>三 定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四條の二に規定する継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇を延長し、又は同法第二條第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。</p> <p>（第四号及び第五号 略）</p> <p>（第二項 略）</p> <p>3 政府は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。</p>

齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとする。

(能力開発事業)

第六十三条 (第一項及び第二項 略)

3 政府は、雇用・能力開発機構法及びこれに基づき命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

(能力開発事業)

第六十三条 (第一項及び第二項 略)

3 前条第三項の規定は、第一項各号に掲げる事業の一部の実施について準用する。

七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

改正案		別表第一（第二条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
現行		別表第一（第二条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

八 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

改正案	現行
<p>（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の適用除外） 第八十三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十条から第二十八条まで及び第三十一条（公共事業への中高年齢失業者等の吸収に關し必要な事項に係る部分を除く。）の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。</p>	<p>（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の適用除外） 第八十三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十二条から第二十条まで及び第二十三条（公共事業への中高年齢失業者等の吸収に關し必要な事項に係る部分を除く。）の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。</p>

九 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十五号）

改正案	現行
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (略)</p> <p>第三十八条第一項中、「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員」を削り、「船員である職員」を「自衛官」に改める。</p> <p>(略)</p> <p>第四十三条第一項中、「（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条において同じ。）」を削り、同条第二項中「から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数」を削る。</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (略)</p> <p>第十一条第一項中、「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員」を削り、「船員である職員」を「自衛官」に改める。</p> <p>(略)</p> <p>第十四条第一項中、「（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。）」を削り、同条第二項中「から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数」を削る。</p>

第四十三條第二項を次のように改める。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四條第三項において同じ。）の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第五十四條第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

（中略）

附則第三條第五項中「附則第三條第二項」を「附則第四條第二項」に改め、同条を附則第四條とし、附則第二條の次に次の一条を加える。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置）

第三條 第三十八條の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員が相当の割合を占める機関として政令で定める機関（以下「除外率設定機関」という。）にあつては、当該除外率設定機関の職員の総数から、当該除外率設定機関における職員の総数に当該除外率設定機関に係る除外率（九十五パーセント以内において政令で定める率をいう。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を控除した数）」と

（中略）

附則第三條第五項中「附則第三條第二項」を「附則第四條第二項」に、「附則第三條第三項」を「附則第四條第三項」に改め、同条を附則第四條とし、附則第二條の次に次の一条を加える。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置）

第三條 第十一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員が相当の割合を占める機関として政令で定める機関（以下「除外率設定機関」という。）にあつては、当該除外率設定機関の職員の総数から、当該除外率設定機関における職員の総数に当該除外率設定機関に係る除外率（九十五パーセント以内において政令で定める率をいう。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を控除した数）」とす

する。

2 第四十三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条において同じ。）と、同条第二項中「総数に」とあるのは「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に」とする。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十八条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第四十三条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定業種における身体障害者又は知的障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるも

る。

2 第十四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。）と、同条第二項中「総数に」とあるのは「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に」とする。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十一条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第十四条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定業種における身体障害者又は知的障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるものと

のとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第一号 略)

二 第三十八条第一項の改正規定、第四十三条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第五条を附則第六条とする改正規定、附則第四条第一項の改正規定（子会社及び関係会社に係る部分を除く。）、同条を附則第五条とする改正規定、附則第三条第五項の改正規定、同条を附則第四条とする改正規定、附則第二条の次に一条を加える改正規定及び附則第五条の規定 平成十六年四月一日

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「第三条第三項」を「第四条第三項」に改める。

する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第一号 略)

二 第十一条第一項の改正規定及び第十四条第一項の改正規定並びに附則第五条を附則第六条とする改正規定、附則第四条第一項の改正規定（子会社及び関係会社に係る部分を除く。）、同条を附則第五条とする改正規定、附則第三条第五項の改正規定、同条を附則第四条とする改正規定及び附則第二条の次に一条を加える改正規定 平成十六年四月一日

十 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）

改正案		別表（第二条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
現行		別表（第二条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)